

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

岩泉町の人口は、令和5年3月31日現在8,198人で、65歳以上の割合は45%を超えていている。

昭和の町村合併時から人口減少が続いており、特に20歳前後の若者の進学や就職に伴う町外への流出が顕著になっています。また、若者の流出により出生数も減少し社会動態だけでなく自然動態でも自然減が続いている。

町の就業人口比率は、第1次産業が約20%、第2次産業が約25%、第3次産業が約55%となっている。年齢構成のバランスにはばらつきがあり、10~20歳代では製造業や公務が主な受け皿となっていますが、多くの産業は年齢が高くなるに連れ就業者数が多くなる傾向にあり、就業者の高齢化が進んでいる。

就業者の高齢化や急激な人口減少は、労働力人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、地域経済規模の縮小を進める要因となり、それが社会生活サービスの低下を招き、さらなる人口流出を引き起こすという悪循環を招くことにつながると懸念される。町内就職者の受け皿である製造業の中小企業、小規模事業者は、経営を安定化させなければ大幅な人口流出を招きかねない状況にある。

町内企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者への事業継承が確実に行われる環境を整備する必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことでの本町の経済成長と発展を目指す。

これを実現するため、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当町の産業は、役場等の立地する中心部から山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は、農林水産業、小売業、製造業、サービス業など、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから全ての業種を対象とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって、本計画においては労働生産性が年率3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月15日～令和7年6月14日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。